

# お 知 ら せ

長崎地方裁判所では、令和7年10月1日以降、民事執行事件の一部である不動産執行事件及び債権等執行事件（動産執行等の執行官が取り扱う事件並びに財産開示事件及び情報取得事件を除く。）につき、大村支部、島原支部、壱岐支部、五島支部及び厳原支部を管轄とする事件を長崎地方裁判所（本庁）に、平戸支部を管轄する事件を佐世保支部に、それぞれ集約して処理することとしましたので、お知らせします。

詳細については、次の担当係までお尋ねください。

**【担当係】** 〒850-8503 長崎市万才町9番26号

長崎地方裁判所本庁 民事執行係

電話番号 095-804-4124（不動産競売担当：直通）

電話番号 095-804-4123（債権執行担当：直通）